

保 発 0317 第 3 号  
年 管 発 0317 第 1 号  
令 和 8 年 3 月 17 日

日本年金機構理事長 殿

厚 生 労 働 省 保 険 局 長  
( 公 印 省 略 )  
厚 生 労 働 省 大 臣 官 房 年 金 管 理 審 議 官  
( 公 印 省 略 )

#### 厚生労働大臣が定める現物給与の価額について

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 46 条第 1 項、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 22 条、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 25 条及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）第 2 条第 3 項の規定に基づき、報酬、賞与又は賃金のうち金銭又は通貨以外のもので支払われるものの価額については、「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」（平成 24 年厚生労働省告示第 36 号）において定められているが、今般、当該告示が「厚生労働大臣が定める現物給与の価額の一部を改正する件」（令和 8 年厚生労働省告示第 94 号。以下「改正告示」という。）により、改正されたところである。

これにより、食事・住宅で支払われる報酬等に係る現物給与価額が見直され、食事で支払われる報酬等に係る現物給与の価額は令和 8 年 4 月 1 日から、住宅で支払われる報酬等に係る現物給与の価額は令和 8 年 10 月 1 日から見直し後の価額が適用されることとなるため、取扱いに当たっては十分に留意の上、遺漏なきを期されたい。

また、本件については、別添のとおり、本日付けで厚生労働省労働基準局長より都道府県労働局長宛て通知している旨申し添える。